

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・測量法施行令等の一部を改正する政令 (平成16年3月24日公布、同月31日施行) ・消防組織法及び消防法の一部を改正する法律 (平成15年6月18日公布、平成16年6月1日施行) ・所得税法等の一部を改正する法律、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成16年3月31日公布、同年4月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>1 第5条の改正 建設業法施行令の一部改正により、建設工事紛争審査会への申請手数料に還付制度が設けられたため、手数料条例における不還付の規定の例外を追加する。 (旧)既に納付した手数料は、還付しない。 (新)既に納付した手数料は、法令に別段の定めがある場合を除き、還付しない。</p> <p>2 別表1の表(消防防災関係) 消防法関係 消防法等の一部改正に伴う規定整備 (旧)消防法第17条の10の規定に基づく消防用設備等の工事又は整備に関する講習 (新)消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習 消防設備士は、都道府県知事が行う消防用設備等(工事整備対象設備等)の工事又は整備に関する講習を受けなければならない(消防法第17条の10)。 消防用設備等 工事整備対象設備等(消防用設備等+特殊消防用設備等)</p> <p>3 別表5の表(土木関係) (1) 建築士法関係 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料 13,900円 15,100円 (標準政令の金額改訂に伴う改正)</p> <p>(2) 租税特別措置法、租税特別措置法施行令関係 法律、政令の改正により引用条項が移動したことに伴う規定整備</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>消防法の改正</p> <p>1 消防用設備等に係る技術上の基準における性能規定の導入等 (1) 現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備 (2) 性能確認のための評価制度の整備 (3) 指定検定機関制度を検定又は性能評価を行う登録検定機関制度に移行</p> <p>2 消防庁長官の主体的な判断による火災原因調査</p>	